

## 酒類の研究【財務省】

設置法等の法令で、中小企業保護や酒類業の振興が含まれているのか示されたい。

財務省設置法において、国税庁は「内国税の適正かつ公平な賦課及び・・・酒類業の健全な発達・・・を図ることを任務とする」とされ、この任務を達成するため「内国税の賦課・・・に関すること」「酒税の保全並びに酒類業の健全な発達、改善及び調整に関すること」「醸造技術の研究及び開発並びに酒類の品質及び安全性の確保に関すること」をつかさどることとされている。(参考資料「財務省設置法等の規定」参照)

また、各業種に共通する法律については、酒類及び酒類業の所管行政として、国税庁(財務省)に属させられた事務をつかさどることとされている。

(注) 例えば、「中小企業経営革新支援法」(平成11年法律第18号)は、経済的環境の変化に即応して中小企業が行う経営革新を支援するための措置を講じ、あわせて経済的環境の著しい変化により著しく影響を受ける中小企業の将来の経営革新に寄与する経営基盤の強化を支援するための措置を講ずることにより、中小企業の創意ある向上発展を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする法律であるが、財務大臣は酒類業を所管する大臣として、経済産業大臣等とともに同法に規定する「主務大臣」とされている。

なお、「清酒製造業」は、同法に規定する「その業種に属する事業に係る生産額又は取引額が相当程度減少し、又は減少する見通しがある業種」といった要件を満たし、同法施行令において「特定業種」としての指定を受けている。

国税庁においては、以上のような財務省設置法等により国税庁の所掌事務とされている事務を酒税法等の関係法令に基づいて実施している。また、酒類総合研究所は、従来、国税庁の施設等機関である「国税庁醸造研究所」として、国税庁の所掌事務のうち高度に技術的・科学的分野を分担してきたところであるが、独立行政法人化された平成13年以降も、その位置付け及び重要性は変わっていないものである。

(注) 独立行政法人については、独立行政法人通則法第35条において、「中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討」を行う(第1項)こととされているほか、各省の評価委員会からの意見聴取や総務省に設置された審議会の勧告等の手続が規定されている。

53 法人が平成17年度に第1期の中期目標期間が終了するため、現在、独立行政法人通則法の規定に基づいて、総務省に設置された「政策評価・独立行政法人評価委員会(審議会)」及び行政改革推進本部に設置された「独立行政法人に関する有識者会議」での検討が、本年から前倒しで開始されているところであり、酒類総合研究所は、来年の対象と決定されている。

酒類に関する基礎研究を国が直轄して行わなければならない理由は何か、示されたい。

酒税法は酒類を原料、製造方法、アルコール分及びエキス分などによって 10 種類 11 品目に分類し、それぞれ異なる税率を課している。さらに、種類・品目によっては、特定原料（麦芽、ぶどう糖、水あめ等）の使用量（割合）や酒類の性状（みりんに類似しているかどうか）による税率区分を設けている。

そのため、例えば、味、香り等が類似している場合でも、ビール、発泡酒及び麦芽をまったく使わないビール風味の商品（その他の雑酒）は麦芽の使用割合や麦芽以外の原料の違いなどによって種類・品目が異なり、それぞれの税率が適用される。また、しょうちゅうなどに香料等を混和した場合にも、しょうちゅうとは別の種類・品目の酒類として、異なる税率が適用される場合がある（注 1）。また、酒類は、一定の時期に大量に製造されていることが多い（注 2）。その原料及び製造方法に疑義が生じた場合に、その時点では使用原料や製造工程が確認できないことがある。

酒類の種類・品目等に関する分析・鑑定は、画一的な手法によりマニュアルに従って行うようなものばかりではなく、様々な角度から成分分析や試験を試行錯誤して手法自体の開発から行うものも多く、それを適正・迅速に行うためには、使用原料や製造工程などの酒類製造の現場で得られる幅広い情報とともに、酒類に関する各種の研究を通じて得られる高度な知見が必要になる。また、そもそも酒税の適正かつ公平な賦課の実現のための事務（分析・鑑定能力の向上に資する研究を含む。）は、納税者である酒類製造者に委ねることは適当でなく、国（独立行政法人）において直接行う必要がある。

（注 1） 平成元年の酒税法改正によって、従価税制度や級別制度の廃止等による簡素化が図られているが、種類・品目を含めた基本的な税率構造は改正されていない。

（注 2） 例えば、一部の大手メーカーを除き、清酒は原料米の収穫後の冬季に、芋しょうちゅうは原料芋の収穫期の 8 月から 11 月にかけて、それぞれ製造されている。

酒類は、発酵過程における温度変化や、微生物の活動状況などの影響を大きく受けるため、同じ原料・製造方法によって製造した場合でも、容器ごとに品質に差が生じたり、場合によっては健康に害を与える物質が発生する可能性がある。

例えば、酒類に含まれる E C A（カルバミン酸エチル）は発ガン性の疑いがあるとされているが、「疑い」の段階のため食品衛生法の対象とはされていない状況にある。しかし、酒類研究所において、E C A の酒類中での生成メカニズムを解明するとともに、その防止策を開発し、国税庁の技術指導等を通じて酒類業界が対応しているところである。このような消費者の立場からの酒類の品質・安全性の確保のための施策は、国の責任において確実に実施する必要がある。（中小企業が多く、一部の大手酒類メーカーを除けば研究機関を有しない酒類業界においては、特にその必要性は高いと認められる。）

酒税の納税者である酒類メーカーは、そのほとんどが独自の研究機関を持たない中小企業であるため、原料や製造工程に関する技術的な研究はもちろんのこと、醸造関連微生物等に関する基礎的・基盤的研究を行い、その情報を広く提供することは、国の行政として必要である。

第2次科学技術基本計画においても、「官」は、「政策目的の達成を使命とし、我が国の科学技術の向上につながる基礎的・先導的研究及び政策的ニーズに沿った具体的な目標を掲げた体系的・総合的研究を中心に重点的に研究開発を行う」とされている。

酒類総合研究所は、「酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高める（独立行政法人酒類総合研究所法第3条）という「目的」を達成するため、酒類に関する基礎的・基盤的研究を中心として、酒類の安全性や酒類製造に伴って発生する環境対策、これらを含めた醸造技術の研究開発などを行っているものである。なお、これらの研究業務は、従来から民間でも実施することが可能なものであり、国が「規制」し、民間を排除しているものではない。

(注) 酒類製造者においては、自社の新商品の開発を主体とした研究を行っており、また、極めて一部の大手製造者を除き、ガスクロマトグラフ、液体クロマトグラフ、DNAシークエンサーなどの基礎的研究に必要な機器は有していない。

大学においては、山梨大学のワイン科学研究センター、東京農業大学の醸造科学科を除けば、酒類に関する研究を専門に行っているところはない。

県の工業技術センター等においては、少人数（他の分野との兼任者も多い）で、地場産業育成の観点からの酒類に関する研究を行っているにすぎない。

国が研究を行ったことにより、民間の開発に寄与したのか示されたい。民間に研究を委託した場合に、その研究結果が外に出てこないという根拠があるのか示されたい。

国（官）は、第2次科学技術基本計画において、「政策目的の達成を使命とし、我が国の科学技術の向上につながる基礎的・先導的研究及び政策的ニーズに沿った具体的な目標を掲げた体系的・総合的研究を中心に重点的に研究開発を行う」とされており、酒類総合研究所は、その目的を達成するため、基礎的・基盤的研究を中心として酒類の安全性や酒類製造に伴って発生する環境対策、これらを含めた醸造技術の研究開発などを行っているものであることは、前記のとおりである。

例えば、酒類総合研究所は、「泡なし酵母」を研究・開発して清酒製造の大幅な技術の向上に貢献したが、研究所が行っている酵母の研究成果を基礎として、県の工業技術センター等における更なる改良を加えた酵母の開発が行われているなど、商品の多様化が行われている。

また、醸造用麹菌については、酒類総合研究所を含む共同研究によってほぼゲノム解析が終わっているが、比較的短期間で解析が行われたのは、酒類総合研究所のこれまでの酒類醸造用麹菌に関する研究成果が大きく貢献した。清酒酵母のゲノムについても予備的解析を実施したところであるが、今後は、これらの解析されたゲノム情報を基に機能を解明するポストゲノム研究に着手することとしている。

麹菌については酒類以外の食品への利用などの観点から欧米でも注目を集めているところであるが、ポストゲノム研究においても酒類総合研究所のこれまでの麹菌に関する基礎的研究の成果が先導的役割を果たすことになる。そのゲノム情報を活用して、例えば、健康にマイナスの成分の減少やプラスの成分の増加などの研究が広く行われることになることが期待される。

「国が関与せず、民間に任せた場合」には、その研究成果は、当然ながら各企業における新商品等の開発のためのノウハウとなり、酒類業界のほとんどを占める中小企業への普及は期待できない。なお、これは、国が研究に全く関与しない場合のことを述べているのであって、国が民間に委託した場合のことを述べているものではない。

また、知的所有権は国に帰属するという条件を付して民間に研究を委託すれば、その研究成果を酒類業界に普及することは可能であるが、研究所の行っている研究は、高リスク・高コストの基礎的・基盤的研究から、社会ニーズを踏まえたより酒類製造現場に近い応用・開発研究までと幅広く、それぞれが連携して、効果的・効率的に、酒類の品質・安全性の確保を含めた酒類業の健全な発達という目的を達成しようとしているものであり、かつ、これらの研究を通じて、酒税の課税判定に関する分析・鑑定能力の向上をも図っているものである。

したがって、研究業務の一部を民間に委託することは、業務運営上、却って著しく非効果的・非効率的になり適当でない。

課税に関わる研究というのは、どの研究がどのように課税の適正化に反映されているのか具体的に示されたい。

酒税法は酒類を原料、製造方法、アルコール分及びエキス分などによって 10 種類 11 品目に分類し、それぞれ異なる税率を課していること、酒類に後で香料等を混和した場合には別の種類・品目の酒類として異なる税率が適用される場合があること、酒類の種類・品目等に関する分析・鑑定及びその手法の開発を適正・迅速に行うためには、使用原料や製造工程などの酒類製造の現場で得られる幅広い情報とともに、酒類に関する各種の研究を通じて得られる高度な知見が必要になることは前記のとおりである。

具体的には、酒類に関する各種の研究においては、その研究過程においてアルコール分のほか種々の香味成分の含量や生成メカニズム等の知見が得られるものであり、それらの蓄積が酒類の種類・品目等に関する分析・鑑定及びその手法の開発を適正・迅速に行う基礎となる。

例えば、「無蒸煮白糠を清酒の掛米の代替とする仕込」(2001 年) や「白糠のアルコール発酵における米グルコシダーゼの重要性について」(2002 年) は、原料白米中のグルコシダーゼという酵素の特性解析の研究であるが、成果の一部には、蒸さない米で作った清酒の成分、品質に関する知見が含まれており、清酒類似酒類の種類の分析・鑑定に資するものである。

本格焼酎の香気成分は、原料、製造方法及び使用微生物によって変わってくるが、「トリコセシン耐性焼酎酵母の醸造特性と諸性質」(2002 年) の研究成果から得られた本格焼酎の香気成分は、香料等の混和に関する分析・鑑定に資するものである。

「市販ワイン酵母の種の同定と醸造特性間の相関」(2002 年) は、ワイン酵母の特性評価の研究であるが、そこで得られた有機酸組成、ポリフェノールなどの成分値は原料が同じブドウでも酵母の違いによってワインの特性が異なっている知見を示しており、ワイン類似酒類の種類の分析・鑑定に資するものである。

酒税法は、製造場から移出された数量を基礎として税額を算出するが、その前段階である製造数量の把握が非常に重要となる。例えば、清酒製造では白米 1 0 0 0 k g からアルコールは平均 3 6 0 l (100% エタノールとして) 生産されるが、甘い酒を造るか辛い酒をつくるか、粕をどの程度出すかなどで異なってくる。

例えば、「グルコースオキシダーゼによる発酵抑制について」(2001 年) 「植物細胞壁溶解酵素の添加による清酒もろみの原料利用率の向上」(2002 年) 「麹菌 Aspergillus oryzae が生産するセルロース分解酵素の性質とその清酒もろみ発酵での原料利用とアルコール収得に対する効果」(2003 年) などは、種々の酵素剤利用によるアルコール収得量の増加のデータなどが得られるものであり、製造数量の適正性の判断に資するものである。

(参考資料)

財務省設置法等の規定

**財務省設置法**（平成11年7月16日法律第95号）

（任務）

第十九条 国税庁は、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現、酒類業の健全な発達及び税理士業務の適正な運営の確保を図ることを任務とする。

（所掌事務）

第二十条 国税庁は、前条の任務を達成するため、第四条第十七号、第十九号（酒税の保全に関する制度の企画及び立案を除く。）から第二十二号まで、第六十五号及び第六十七号に掲げる事務並びに次に掲げる事務をつかさどる。

一～三（略）

（所掌事務）

第四条 財務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十六（略）

十七 内国税の賦課及び徴収に関すること。

十八（略）

十九 酒税の保全並びに酒類業の発達、改善及び調整に関すること。

二十 酿造技術の研究及び開発並びに酒類の品質及び安全性の確保に関すること。

二十一～六十六（略）

六十七 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき、財務省に属させられた事務

**財務省組織令**（平成12年6月7日政令第250号）

（課税部の所掌事務）

第九十条 課税部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 内国税の賦課に関すること（調査査察部の所掌に属するものを除く。）

二（略）

三 酒税の保全並びに酒類業の発達、改善及び調整に関すること（酒税の保全に関する制度の企画及び立案を除く。）

四 酿造技術の研究及び開発並びに酒類の品質及び安全性の確保に関すること。

五～八（略）

九 前各号に掲げるもののほか、酒類に関する事務で他の所掌に属しないものに関すること。

十（略）